



平成 23 年 12 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 ナンシン
代表者名 代表取締役社長 齋藤信房
(JASDAQ・コード 7399)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 大久保浩司
電話 03-3552-3316

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日付で、ラサールインベストメントマネジメント株式会社に対して、下記のとおり違約金等請求訴訟を東京地方裁判所に提起しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所および年月日

東京地方裁判所 平成 23 年 12 月 26 日

2. 訴訟を提起した相手

- (1) 商号 ラサールインベストメントマネジメント株式会社
- (2) 所在地 東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号
- (3) 代表者 代表取締役 中嶋康雄

3. 訴訟の内容

(1) 請求内容

平成 19 年 8 月 9 日付で形式的な買主である埼玉プロパティ―特定目的会社との間で締結した不動産売買契約に関し、実質的な買主であるラサールインベストメントマネジメント株式会社に対して、第一次的には債務不履行に基づく損害賠償金(金 7 億 7267 万 9877 円及びうち金 6 億 7469 万 6876 円に対する平成 23 年 11 月 17 日から支払済まで年 6%の割合による遅延損害金)の支払を、第二次的には不法行為に基づく損害賠償金の一部(金 6 億 7469 万 6876 円及びこれに対する平成 19 年 7 月 24 日から支払済まで年 5%の割合による遅延損害金)の支払を請求するものです。

(2) 請求原因と経緯

平成 23 年 9 月 20 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、被告埼玉プロパティ―特定目的会社(以下、埼玉プロパティ―社と略記)との間で係争していた訴訟は、原告である当社が概ね

全面勝訴となる内容で判決が言い渡され、その後被告である埼玉プロパティ―社から控訴がなされなかったことから、同判決は確定いたしました。ところが、被告埼玉プロパティ―社は、支払能力がないことを理由として、判決の履行を拒んでおります。

しかしながら、そもそも上記の不動産売買契約においては、当初から実質的な事業者であるラサールインベストメントマネジメント株式会社（以下、ラサール社と略記）が、終始、その締結交渉を行いました。埼玉プロパティ―社は、当社がラサール社に対し売渡確認書を交付した後になって、新たに当該契約のために設立されたＳＰＣ（特定目的会社）で、本店がラサール社と同一であるばかりか、その唯一の役員はラサール社の執行役員が兼務するなどしていました。ラサール側は、上記不動産売買契約の直前になって、買主を当該ＳＰＣにして欲しいと一方的に申し入れてきたのです。これら事情からすると、上記不動産売買契約の当事者は、実質的にはラサール社であったと考えられます。現に、ラサール社自身が行ったニュースリリースでも、『ラサール』が上記不動産に物流施設を開発する」旨発表されております。

しかも、当社が上記の不動産売買契約締結に先立ち、ＳＰＣの支払能力に不安を覚え、実質当事者であるラサール社に対し連帯保証や手付金の増額を求めた際には、「万一違約金が発生する事態となっても、ラサールファンドからの出資等で違約金を払うことが可能である（ラサールファンド投資委員会の承認済）」旨の説明をし、併せてその内容を明記した書面を当社へ交付して、当社に対し少なくとも違約金の支払に問題のないことを確約しました。

上記の経緯にもかかわらず、実質的な買主であり支払能力も十分なラサール社において、形式的な買主であるＳＰＣに責任転嫁し、その支払能力の欠如を理由として違約金の支払義務を免れることが許されるのでは、特定目的会社を相手方とする不動産取引は極めて危険な問題をはらむ取引であるということになり、我が国における不動産取引秩序、経済秩序を維持することは困難となります。

以上から、当社としては、先の確定判決の速やかで誠実な履行を求め、形式的な買主である埼玉プロパティ―社に代えて、実質的な買主であるラサール社を被告として、あらためて訴訟を提起しました。

4. 今後の見通し

本件の業績に与える影響につきましては、現時点では未確定につき、今後事態の進展に応じて必要な事項をお知らせいたします。

以上